第2章 計画の役割、位置付けと範囲

2-1 計画の役割

本計画は、総合計画が掲げる県づくりの基本方向を踏まえ、水の恩恵や水に対する畏怖を含め、私たちと水との関係を再認識し、水と人との良好な関係を築いていくために、理念や将来像を明確にしながら、産学民官の参加と連携の下、総合的・重点的に実施していく施策の方向を示します。

2-2 計画の位置付け

本計画は、本県の水に関する施策の基本的な考え方を水循環の視点から示すものです。

水に関連する施策は、長期的な取組が必要であるため、21世紀半ばにおける「将来像」を掲げ、総合計画とあわせて令和12年度までを計画期間とし、その実現に向け、各種計画や施策を総合的に展開します。

また、本計画は、国や市町村等の水に関する計画や施策等と、より一層協力・連携する際の県の基本的な考えを示します。

2-3 計画の範囲

(1) 対象地域

県内全域とします。なお、沿岸海域は陸側からの水循環の一環として位置付ける こととします。

(2) 対象とする水

降水、表流水(河川水、湖沼水等)及び地下水(利用可能なものに限る。)とします。